

## 規制の事前評価書(要旨)

|                           |  |   |
|---------------------------|--|---|
| 政策の名称                     | 消防活動阻害物質の追加  |   |
| 担当部局                      | 総務省消防庁予防課危険物保安室  | 電話番号： 03-5253-7524  |
| 評価実施時期                    | 平成25年4月  |   |
| 規制の目的、内容及び必要性等            | <p><b>【目的】</b><br/> 消防活動阻害物質を相当量以上貯蔵し、又は取り扱う施設等で火災が発生した場合、燃烧及び消火活動に伴ってこれらの物質が爆発し、あるいは有毒ガス等が発生するなどして、他の通常の火災の場合には見られない重大な障害を生ずる危険性がある。このため、当該物質の所在についてあらかじめ所轄消防長等に届出をさせ、消防機関は、当該届出に基づき、火災の予防や消火活動を実施する際の対策を立てることとされている。</p> <p><b>【内容】</b><br/> 現在、消防活動阻害物質でない「2, 3-ジシアノ-1, 4-ジチアアントラキノン(別名ジチアノン)及びこれを含有する製剤」、「ヘキサキス(<math>\beta</math>, <math>\beta</math>-ジメチルフェネチル)ジスタノキサン(別名酸化フェンブタズ)及びこれを含有する製剤」、「メタバナジン酸アンモニウム及びこれを含有する製剤」及び「2-メチリデンブタン二酸(別名メチレンコハク酸)及びこれを含有する製剤」を新たに消防活動阻害物質に追加する。</p> <p><b>【必要性】</b><br/> 新たに毒物又は劇物に指定された物質を対象として検討を行ったところ、上記物質が消防活動阻害物質として指定すべき要件を満たしていると考えられるため。</p> |   |
|                           | 法令の名称・関連条項とその内容  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・消防法第9条の3</li> <li>・危険物の規制に関する政令別表第1(1)~(7)、同令別表第2(1)~(17)</li> <li>・危険物の規制に関する政令別表第1及び同令別表第2の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令</li> </ul> |
| 想定される代替案                  | 代替案は想定されない。  |   |
| 規制の費用                     | 費用の要素  |   |
|                           | (遵守費用)   | 新たに消防活動阻害物質に指定される物質を貯蔵、又は取り扱う者は、消防機関に当該物質を貯蔵、又は取り扱う旨の届出を行う費用が発生するが、届出に係る費用であるため僅少である。   |
|                           | (行政費用)   | 消防機関に届出があった場合、消防機関には火災の予防や消火活動を実施する際の対策を立てることが期待されるが、新たに消防活動阻害物質が指定されても、この業務は現行体制で対応可能と考えられるため、新たな負担は限定的である。<br>また、新たに消防活動阻害物質が指定されることの周知・徹底などの負担が発生する。               |
|                           | (その他の社会的費用)  | 費用は発生しない。   |
| 規制の便益                     | 便益の要素  |   |
|                           | 消防活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質を消防活動阻害物質として規定し、その所在についてあらかじめ届出をさせ、この届出に基づき、消防機関が火災の予防や消火活動を実施する際の対策を立てることで、火災等の際に、迅速かつ適切な消防活動を行うことが可能となり、消防活動阻害物質を原因とする危害が付近の住民に波及することを防止し、かつ、消防活動にあたる消防職員等が危害にさらされることを防止してその犠牲を少なくすることができる。  |   |
| 政策評価の結果<br>(費用と便益の関係の分析等) | 今回の改正により、事前に消防阻害物質の所在を把握することで、より適切な消防活動の実施が可能となり、災害時の国民の生命及び身体に対する損害の拡大が最小限に抑えられ、かつ、災害発生時の消防機関の活動の負担を相当程度軽減することが可能となる。また、今回の改正に伴う費用は届出を行う費用等僅少であることから、今回の改正は適切なものであると考えられる。  |   |
| 有識者の見解その他関連事項             | 「火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討会」(座長: 田村昌三 東京大学名誉教授)   |   |
| レビューを行う時期又は条件             | 今後の社会情勢及び科学の進展による新たな知見を踏まえつつ、必要があると認めるときは、レビューを行うものとする。  |   |
| 備考                        |  |   |